

○指定管理者（候補者）の選定の方法及び結果結果について

施設名 : 船川港金川多目的広場

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている 4点：優れている 3点：やや優れている 2点：やや劣っている 1点：劣っている
- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。（満点を100点として再計算）
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、申請者の適格性を審査し指定管理者の候補者として選定した。

○ 評点表

| | 1 県民の平等利用の確保(確保されなければ失格) | 2 営業所の位置(確保されなければ失格) | 3 施設の設置目的の効果的な達成 (満点:25点) | 4 効率的な管理運営 (満点:10点) | 5 適正かつ確実な管理を行う能力 (満点:45点) | 6 その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (満点:20点) | 合計 (満点:100点) |
|-----|--------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| 男鹿市 | ○ | ○ | 17.2 | 7.0 | 30.3 | 14.8 | 69.3 |

■ 総合評価（選定結果）

- 評点を「やや優れている」とした場合の合計点となる60点を選定の目安として審査した。
- ◎ 委員の意見を集約し候補者としての適格性が認められたことから、「男鹿市」を指定管理者の候補者として選定することに決定した。

【主な意見】

- 男鹿市が主に市民の利用する施設として、維持管理に積極的に関わっていることが伺える。
- 安全管理面に積極的に取り組んでほしい。